鹿児島県茶生産協会茶品評会出品茶価格補てん基金制度運営要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、一般社団法人鹿児島県茶生産協会（以下県茶生産協会という）が　　　実施する茶品評会出品者育成事業の円滑な業務を図るため必要な事項を定め、茶　　　品評会に出品した茶の価格安定を図ることにより生産者の出品意欲を高め、本県　　　産茶の銘柄の確立を図ることを目的とする。

（茶品評会出品茶価格補てん基金の業務）

第２条　鹿児島県茶生産協会茶品評会出品茶価格補てん基金（以下基金という）は、県　　　茶生産協会会員（会員の系列農家を含む）で、全国茶生産団体連合会が主催する　　　茶品評会（以下「茶品評会」という）に出品し、その審査成績において１等から　　　３等までに入賞した出品茶で、茶品評会の販売会要領に基づき販売され、その販　　　売単価が別に定める基準価格を下回った出品茶を対象に、価格補てん金を交付す　　　ることを業務とし、業務の運営はこの要綱の定めるところにより処理する。

（運営資金）

第３条　基金に必要な資金は、県茶生産協会のほか関係団体からの助成金等をもってあ　　　てる。

（基準価格、補てん金額の算出）

第４条　基準価格及び補てん金額は、次の算定方法により算出する。

　　 (1)基準価格は販売した出品茶の審査等級ごとの入賞平均販売単価の９０パーセン トの額とする。

(2)補てん金の額は、基準価格から当該出品茶の販売単価を控除した額の９０パー セントの額に販売量目を乗じた額とする。

(3)(1)の平均販売単価の算出にあたっては、農林水産大臣賞を受賞した出品茶の単 価を除き、なおかつ当該審査等級ごとの入賞点数により次に定める点数の出品茶 の単価を除いて算出する。

　　　　入賞点数　　１～　７点までは単価の上下各１点

　　　入賞点数　　８～１５点までは単価の上下各２点

　　　入賞点数　１６～３０点までは単価の上下各３点

　　　入賞点数　　　　３０点以上は単価の上下各４点

　　 (4)基準価格及び補てん金額の算出は、円未満を切り捨てるものとする。

(5)補てん金の精算にあたっては、消費税は対象としない。

（不落となった出品茶）

第５条　茶品評会の販売会要領に基づき販売に付したもので、特別な事情により販売さ　　　れなかった出品茶は、当該出品茶が入賞した等級における県内出品茶の最低販売　　　単価をもって、当該出品茶の販売単価とする。

　　　　但し、県内出品茶の該当がない場合にあっては、当該等級における全ての出品　　　茶の中の最低販売単価をもって当該出品茶の販売単価とする。

（補てん金支払いの減額）

第６条　基金制度の運営に支障をきたすような補てん金支払の事態が生じた場合は、前　　　条の規程にかかわらず理事会の議決を経て補てん金の支払いを減額することがで　　　きる。

（補てん金の申請）

第７条　補てん金を受けようとするものは、市町村茶業振興会または、地区茶業振興会　　　を経由して、県茶生産協会長に申請書（別記様式）に請求書（別記様式）を添え　　　て提出するものとする。

（会計処理）

第８条　基金に必要な資金は、毎年度予算計上するとともに別途その収支を明らかにす　　　るものとする。

（剰余金）

第９条　毎事業年度末において、この基金事業に剰余金が生じたときは、その全部を翌　　　事業年度の補てん基金に繰入れるものとする。

（借入金）

第１０条　補てん基金支払い資金に不足を生じる場合は、理事会の議決を経て借入をす　　　ることができるものとし、その借入金は翌事業年度に繰りこすことができる。

適　用

　この規程は、平成６年産出品茶から適用する。

附　則

　この規程は平成６年　５月２７日より実施する。

　この規程は平成８年１２月１７日より実施する。